新 旧 第1条~第4条 (略) 第1条~第4条 (略) (借受資格者) (借受資格者) 第4条 再建特別資金を借り入れることができる者(以下「対象漁業者」という。) |第4条 再建特別資金を借り入れることができる者(以下「対象漁業者」という。) は、次に掲げる要件を全て満たす沿岸漁業を開始する又は営む個人、法人及び沿岸 は、次に掲げる要件を全て満たす沿岸漁業を開始する又は営む個人、法人及び沿岸 漁業従事者の組織する団体(法人格のない団体にあっては、知事が別に定める基準 漁業従事者の組織する団体(法人格のない団体にあっては、知事が別に定める基準 に適合するものに限る。以下「団体」という。)で、第10条の規定により作成した に適合するものに限る。以下「団体」という。)で、第10条の規定により作成した 再建特別計画又は事業承継計画(以下「再建特別計画等」という。)について、知 再建特別計画又は事業承継計画(以下「再建特別計画等」という。)について、知 事の認定を受けたものとする。 事の認定を受けたものとする。 (1) 漁業経営の再建を図る漁業者又は被承継者において、直近の事業年度を含め原 (1)漁業経営の再建を図る漁業者又は被承継者において、直近の事業年度を含め原 則として3年(直近の事業年度の債務超過額がその前の事業年度の債務超過額に比 則として3年(直近の事業年度の債務超過額がその前の事業年度の債務超過額に比 べ増加しており、現事業年度においても水揚金額又は漁業支出の動向等からみてさ べ増加しており、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみてさら らに債務超過額の増加が見込まれる者にあっては、2年)以上債務超過となってい に債務超過額の増加が見込まれる者にあっては、2年)以上債務超過となっている ること又は直近3年の漁業収支が通算して損失となっていること。 こと又は直近3年の漁業収支が通算して損失となっていること。 $(2) \sim (4)$ 略 $(2) \sim (4)$ 略 (融資機関) (融資機関) 第5条 再建特別資金を貸し付けることができる金融機関(以下「融資機関」とい |第5条 再建特別資金を貸し付けることができる金融機関(以下「融資機関」とい う。) は、西日本信用漁業協同組合連合会、銀行又は信用金庫であり、県税を滞納 う。)は、高知県信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納 していない者とする。 していない者とする。

第6条~26条 (略)

附則 (略)

附則 (略)

第6条~26条 (略)

附則 この要綱は、令和4年12月6日から施行し、同年11月1日から適用する。